

### 行政苦情・人権相談所 開設—10月16日—

役所に対して苦情や、相談、意見があるが、どうも申し出にくいとか、どこへ申し出たらよいかわからない方、更に家庭内での問題でお悩みの方は次により相談所を開設いたしますのでお気軽においでください。

1. 日時 10月16日(休) 午前10時から午後3時まで
  2. 場所 中之島村公民館
  3. 相談内容 ①行政相談 ②法律人権相談 ③心配ごと相談
- ◎ 相談については個人の秘密は厳守されます。

### 杉之森遺跡発掘 調査作業員募集

杉之森遺跡の一部が、北陸高速自動車道の道路敷地にかかるため、県教育委員会では、建設工事が始まる前に遺跡の発掘調査を行うことになりました。

つきましては、つぎの条件により作業員を募集していますので、ご協力をお願いいたします。

- 調査場所 杉之森薬師寺裏手
- 調査期間(雇用期間) 昭和50年10月13日～12月12日
- 作業時間 8時45分から午後5時まで

- 作業内容 決められた区画をシャベル、移植ゴテなどで掘り下げ、土器等の破片が出土したら調査員に連絡する。その他、土の運搬等
- 賃金 男 2,700円、女 2,500円
- 雇用人員 30名位(65歳位までの健康な方なら男・女を問わず)
- 申込先(〆切9月30日) 中之島村教育委員会

この燈籠押しは、中之島の諏訪神社の祭礼行事として毎年八月二十五日の宵宮に燈籠神事(押しあい)が行われており、明治

### 燈籠押し 13年ぶりに復活

「昔ながらの燈籠を奉納したことから交通が緩和されて押しあいを復活させようではないか……」という意見がまとまり今年の押しあいとなったものです。



中之島(諏訪神社)まつり

初年から昭和三十六年まで続いていましたが、行事を行う国道八号線が戦後の急速な産業の振興と経済の高成長に伴い、自動車交通の渦と化したため使用許可が得られなくなり、昭和三十七年から燈籠押しが休止されてきました。ところが、国道見附バイパスの開通により八号線の交通が緩和されたことから「昔ながらの燈籠を奉納し

### 糖尿病教室を開設

近年、糖尿病の人が増加しており、中之島村にも60余名の患者がおります。

そこで今年も、病気について正しい知識を持ってもらうこと食事内容について理解してもらうこと、を目的に糖尿病教室を開きます。患者の方や患者の家族の方はもちろんのこと、一般の方も気軽に参加してください。

日時 9月22日(月) 午前9時～11時30分  
場所 村公民館・視聴覚教室  
内容 食事のとりかたについて

### 交通安全スローガン募集

全日本交通安全協会では交通安全運動の一環として、「交通安全年間スローガン」を募集しています。  
〔募集期間〕昭和50年9月22日～10月1日(消印有効)  
〔募集部門〕

- ◎ 運転者むけ (シートベルト、ヘルメット着用およびかけも含む)
  - ◎ 歩行者むけ ◎ こどもむけ
- 〔応募資格〕 運転者・歩行者むけ……一般・年齢不問(住所・氏名・年齢・職業を明記)  
こどもむけ……小・中学生に限る(学校名・所在地・学年・氏名を明記)

● 普通はがきに一部門・一スローガン(自作・未発表のもの)枚数に制限なし  
〔送り先〕 東京都中央郵便局私書箱38号(〒100-91) 毎日新聞東京本社事業部 「交通安全年間スローガン」係

〔賞〕 運転者・歩行者むけ……内閣総理大臣賞状と賞金(10万円) 佳作30点賞状と賞金(各5千円)  
こどもむけ……内閣総理大臣賞状と賞品(3万円相当) 受賞児童または在学校に記念品(7万円相当) 佳作15点賞状と賞品(5千円相当)

昭和50年度 後期技能検定と技能五輪県予選があります。希望者は9月末日まで村商工会へ。

# 広報 なかのしま

9月号 南蒲原郡中之島村役場



## 変貌も秋

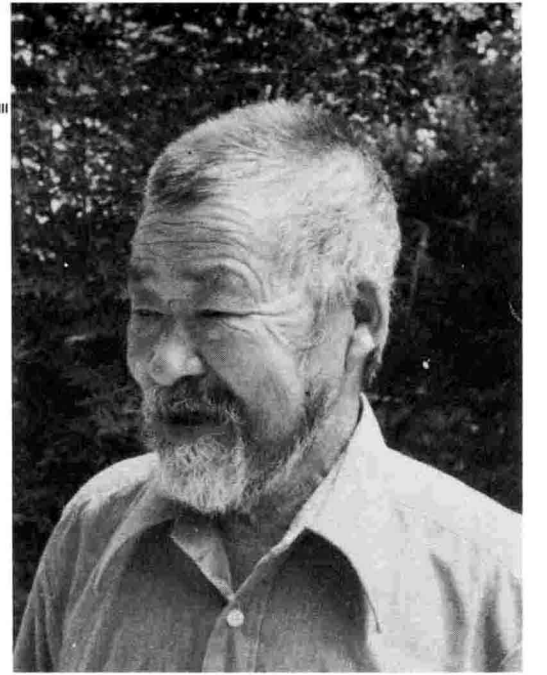


### 人口のうごき

—9月1日現在—

( )内は8月1日との比較
人口 11,284人 (-30)
男 5,535人 (-12)
女 5,749人 (-18)
世帯数 2,194 (+10)

今月の納税 ▽軽自動車税(9月期随時分) ▽保育料(9月分)



# 国民年金がさらに充実

国民年金の改正が去る六月六日、国会で成立しました。この改正では、福祉年金の引上げ、拠出年金のスライドの実施時期の繰上げ等を行うとともに、国民年金の保険料の適正な改定を行って、年金制度の充実強化をはかっています。

近年の生活水準の著しい向上とともに平均寿命が世界各国のトップクラスの男七十一歳、女七十六歳になり、人口の老化化が一段と進んできています。加入者の老後の所得保障をさらに充実し、安心して老後の生活ができるように大巾な改善がはかられました。その主な内容をお知らせします。

## 福祉年金

年金額が六割増  
老齢福祉年金については、単に敬老的なものにとどまらず、老後の生活設計の支えとなるものとして従来からその改善がはかられてきましたが、昭和五十年年度においては、昨今の経済社会情勢を考慮して、受給者の生活安定をはかるためにとくに意を用い、六〇%もの引上げが行

## 拠出年金

スライド率二一・八%  
昭和四十九年度における年度間平均の全国消費者物価指数が前年度比二一・八%上昇(総理



府統計)しましたので、国民年金法の規定(前述の物価指数が前年度比五%を越えて上下した場合は年金額を調整する)により、拠出制年金額もその率に応じて昨年度に引続きスライドによる年金額の引上げが行われます。

## いまなら間に合う 失いかけたあなたの受給権

「保険料を滞納しているからもう年金は受けられない」……みなさんの中にこんなアキラメの早い人はいませんか。しかしご安心下さい。今年十二月三十一日までなら、この時効となった未納保険料が納められます。この保険料は、未納月一カ月につき九〇〇円(ただし、四十八年三月分までの強制加入期間に限る)です。受給権を確保していない人は、この特例納付をすることで受給権がよみがえりますし、また、受給権を確保している人で未納期間のある人も、未納期間を穴埋めすることにより満額の年金を受けることができます。このような機会は二度とおとずれません。ぜひ、この機会にあなただけの受給権を確保されるようおすすめします。

# 「語りあおう老後のしあわせ」

九月十五日は「敬老の日」

### 西 齋

下 沼 齋 横山 齋 真野代

間島 ヨネ (91) 坂口 タセ (92) 吉田 ソミ (93)

関脇 中之島 堀 キユ (89)  
小結 第一島 本間与治郎 (89)  
小結 大沼 高橋 トヨ (89)  
小結 中条第二 高橋吉右エ門 (88)  
小結 中野東 岩本カウウ (88)  
前頭 横山 武石タセ (87)  
前頭 島田 柳橋トヤ (87)

前頭 真野代 室橋 吉次 (87)  
前頭 真野代 室橋 完治 (86)  
前頭 下沼 葦沢 ヨキ (86)  
前頭 中条第二 高橋 セイ (86)  
前頭 中野東 岩本 龜太 (86)  
前頭 狐野 藤塚 サヨ (86)  
前頭 中之島 高橋 ヤイ (86)

前頭 中之島 村上 セキ (86)  
前頭 押切駅前 丸山 ナヨ (85)  
前頭 島田 中島 キセ (85)  
前頭 福原 池田 ヨシ (85)  
前頭 中条東 小黒 リサ (85)  
前頭 中新第二 田中 ハツ (85)

●明治二十三年九月十五日以前に生れた、満八十五歳以上のおとしよりの方を「すもう」の番付表にならって、中之島村の「長寿者番付表」をつくって見ました。なお敬称は省略させていただきます。(行司)

### 東 齋

大 沼 齋 大曲戸 齋 上 沼 齋

西沢 トメ (91) 葦沢 ソヨ (93) 野上新太郎 (93)

関脇 中野東 小根山 トキ (90)  
小結 押切思川 若月 ツル (89)  
小結 六所 藤田 菊治 (89)  
小結 中条中 星野守太郎 (89)  
小結 中条中 栗林 ヨシ (88)  
前頭 中之島 曾我 イキ (87)  
前頭 中条第一 山崎 キタ (87)

前頭 中条東 周防 ハル (87)  
前頭 中新第三 加藤 キセ (87)  
前頭 真野代 斎藤 喜一 (86)  
前頭 中条第一 栗林 四郎 (86)  
前頭 中条第二 長谷川久次郎 (86)  
前頭 中野中 小川 キク (86)  
前頭 大曲戸 野上 トラ (86)

前頭 中之島 鈴木 文次 (86)  
前頭 中之島 下田 トヤ (85)  
前頭 大 口 鈴木 ヒデ (85)  
前頭 長 呂 真野 菊五郎 (85)  
前頭 宮内丁 夏目 勇蔵 (85)  
前頭 中条第一 鈴木 フデ (85)  
前頭 中西 本名 キク (85)

(年齢は九月十五日現在)  
●昭和五十年四月一日現在で、満七十歳以上になられた人は村内で七百六十人、うち男が三百三十三人、女が四百四十七名となっています。

# 蒙御免 中之島村長寿者番付 行中之島村老人クラブ連合会 中之島村

# 県消防大会 上通分団堂々準優勝 小型ポンプ操法競技

台風6号通過明けの8月24日、一面に澄みわたった青空のもとで、第26回県消防大会が上越市において開催されました。

みなさんには、広報でお知らせしたように、この大会には三南地区を代表して上通分団が出場しました。

大会は、午前9時半から開会式が行われ、席上消防功労者の表彰があり、本村からは功績章の上通分団長鈴木栄一郎氏をはじめ52名が表彰されました。午後からは、君県知事をはじめ県内各地の消防関係者ら3千人が参加し、ポンプ操法競技が実施されました。

県内各地の消防署、消防団から29チームが出場した中で、本村の上通分団は2ヶ月余りの訓練成果を十分に



〔出場選手〕

- 指揮者 鈴木 孝雄
- 1番員 高橋 栄一
- 2番員 田辺 良太
- 3番員 大竹 敏雄
- 4番員 鈴木 正

に発揮し、堂々準優勝を受賞しました。応援にかけつけた地元大口部落、消防関係者から盛んな拍手がわいていました。

消防団が活躍するようでは困りますが、いざというときには心づよいかがりですね。

所得制限表 (単位 円)		0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得制限	扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
	障害者人	600,000	762,500	982,500	1,202,500	1,422,500	1,642,500
限度額	扶養親族等	1,632,500	1,852,500	2,072,500	2,292,500	2,512,500	2,732,500

今までは国民健康保険の被保険者が、内科、歯科、調剤等にかかった場合の一般診療費については、県内医療機関の受診はもちろんのこと、一部県外医療機関の受診の場合についても現物支給扱い(村が本人の支払いに代って医療機関に支払うこと)が行われてきましたが、九月以降から県外医療機関に係る診療費については、全て償還払い扱い(本人が、

一旦診療費を医療機関に支払ったのち、その受領証によって村へ申請し、支払いを受けるもの)に改められました。したがって、九月以降から県外で受診される場合は、次によって受診等をさせていただきます。

① 受診の順序  
受診する場合は、医療機関の窓口

## 県制度による 老人と重度心障者が 県外の医療機関で 受診するときは

で県老・県障の受給者証及び被保険者証を提示することは従来どおりですが、新たに「医療費助成申請書」の提出が必要です。

② 診療費を医療機関の窓口で全額支払い、さきに提出した「医療費助成申請書」に所用事項の記入及び受領印などをもらい、本人が記入すべき事項を記入し捺印して、村へ申請してください。

③ 診療費の償還払いは、審査のうえ支払うこととなりますのでおむね申請の翌月末となります。

◎ 医療費助成申請書は、村住民福祉課に用意してありますので必要の都度お申し出ください。

## 在宅重度障害者 福祉手当を支給

昭和五十年十月から在宅の重度障害者のかたがたに福祉手当が支給されることになりましたので該当されると思われる人は十月三十一日まで手続きをすませてください。福祉手当制度は次のとおりです。なお、詳細については住民福祉課へおたずねください。

- 一、支給要件
  - (1) 精神および身体に重度の障害を有し、日常生活に常時介護を要すること。
  - (2) 在宅の障害者で廃疾を事由とする他の制度による給付を受けていない者(障害福祉年金、特別児童扶養手当は併給できる)
- 二、支給対象障害者
  - (1) 日常生活に常時介護を要する程度の身体障害者(身体障害者手帳一級および二級の一部を含む)
  - (2) 長期にわたる安静を必要とする症状の療養者
  - (3) 日常生活において常時監介護を要する精神障害者
  - (4) 日常生活において常時介助または介護を要する精神および身体障害者をあわせてもつ者。

## 戦没者遺族に二十万円 の特別弔慰金を支給

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により、昭和五十年四月一日現在戦没された方々の遺族で、公務扶助料、遺族年金等の受給者がいないときは、戦没者の妻子または兄弟姉妹に新たに二十万円(十年償還無利子)が支給されることになりました。

支給の条件は、昭和五十年三月三十一日までに、公務扶助料、遺族年金等を受給していた人が死亡等により失権し、他にこの年金等を受給することのできる人がいない次の遺族の方々が支給条件に該当します。

一、特別弔慰金(二十万円の国債)を受給した遺族(受給した人が死亡した場合も対象となり

ます。)

二、昭和十六年十二月八日以後の戦没者の遺族で、弔慰金を受給した人がおり、特別弔慰金(三万円の国債)を請求しなかった遺族

三、昭和十二年七月七日から十六年十二月七日までの間の戦没者の遺族



## 自治功労者表彰 山崎氏ほか3名

村議会議員として多年にわたり地方自治の振興発展に尽力された功績により、つぎの方々を新潟県町村議会議長会第27回定期総会(7月16日)において、自治功労者として表彰されました。

- 山崎 孝一氏 在職20年
- 山崎 鹿一郎氏 在職12年
- 山田 誠一氏 在職12年
- 佐々木 順策氏 在職12年

5年ごと  
国と郷土を  
みなおす日  
10月1日は国勢調査日

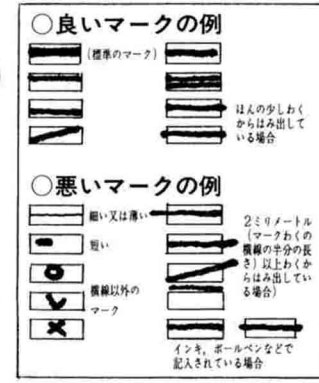
十月一日には、全国一斉に国勢調査が行われます。今回の国勢調査の調査票は、

正確な統計を一日も早く作成して行政に役立てるため、各家庭で記入していただいた調査票は、「光学式読取装置」というマークを読み取る機械にかけて集計します。

調査票は、気軽に記入していただいてもよいのですが、なにもにも直接機械にかけられますので、その取扱いや記入については、次の点に御注意くださるようお願いいたします。

- 汚したり、折ったり、丸めたりしないこと。
- 裏にごはんつぶやスナなどが着かないようにしてください。
- 調査票の記入について
  - 必ず黒鉛筆で記入すること。
  - 答をマークで記入するところは、わくわくばいに横線をはっきり記入のこと。
  - 答を文字又は数字で記入するところは、点線のわくわくからみ出さないように記入してください。
  - 誤って記入したときは、消しゴムでよく消してください。

丸めたり折ったり汚したり  
10月1日現在の  
村の人口は?



「老人福祉」に役立てて  
十万円を寄附

東京都に在住の小黒義夫さんから、大字中之島出身者である亡母「小黒ミナさん」名義で十万円のご寄附を頂きました。生前「ミナさん」がこよなく愛した中之島村のために、それも老人福祉事業のために役立たせてもらいたいとの志。村ではさっそく「老人福祉事業」に役立たせて頂きます。

# 早朝マラソンに370人が参加 全員が見事に完走

台風一過のからりと晴れた八月二十四日、第一回の早朝マラソン大会が中之島——島田間に設けられた三コース（二・三・五キロ）によって行われました。



全員完走したおはようマラソン

当日は、朝五時過ぎには、出発地点の中之島小学校は集合したチビッコ選手たちで、一瞬にして朝が明けたにぎやかさ。参加者は小、中学生三百十人、一般六十人の計三百七十人の大参加者でした。

参加者の最高齢者は六十八歳の大竹新一さん（中之島）。大竹さんは五キロのコースに挑戦し、マイペースで約四十分かかって見事ゴールイン。待ち受けた人たちの拍手を浴びていました。

## 第1回

### 議長杯争奪 村民将棋大会

去る八月十七日、村公民館で第一回議長杯争奪村民将棋大会が行われました。当日は、小学生から上は八十歳のおじいさんまでの三十五名で熱戦が繰りひろげられました。結果はつぎのとおりです。

- 一位 田中 敏（池之島）
- 二位 阿部健一（興野）
- 三位 金子 功（中之島第二）
- 四位 久住東作（中条第二）
- 五位 佐々木順策（福原）

午前六時二十分、村長の合図でスタート。小学生、中学生、一般合わせて三百七十人が一斉に中之島小学校を元気に飛び出して行き、沿道で待ち受けた父兄や地元住民約百人の声援を受けながら、一路折り返し地点へ。そして七時までに全員が見事に完走し、本大会の目的を果たしました。

## 第四回少年球技大会

### 優勝 野球——フレンドシップ ポルト——中条エース

去る八月十日、中野小学校を会場に行われた少年球技大会は夏休みの炎天下で父兄をはじめ地域の指導者の熱心な指導のもとに鍛えぬかれた技と力で、チビッコ選手たちは斗志に燃えた好ゲームを展開しました。

- 野球
- 優勝 フレンドシップ（中之島）
- 二位 ヤングホープス（中之島）
- 三位 中通わかたけ、上通ウィングス
- ポルトボール
- 優勝 中条エース
- 二位 中野わかばA



父兄のほうに熱心な少年球技大会

三位 中通わかたけA、上通若葉  
敢斗賞 信条A

## 第3回 総合体育祭 10月10・12日

### ＝スポーツで健康な村づくり＝

第三回総合体育祭が10月10日と12日の2日間にわたって開催されます。今年は、選手が二種目の競技に参加できるように2日間の日程とされています。

テーマを「スポーツで健康な村づくり」とし、村民のみならず終日、スポーツを楽しんでいただけるよう計画しています。個人または、地域の仲間や職場でチーム編成の上、多数参加してください。

資格……村民または村内の事業所につとめている人

申込期限…10月3日(金)

申込場所…村教育委員会

日程

10日…柔道、剣道（小・中・一般） 籠球（中・一般）

12日…バレーボール、バドミントン、卓球（婦人、中学、一般）

※詳しいこと、不明な点は教育委員会へどうぞ。

なお、9月下旬より各種目ごとにスポーツ教室を計画しておりますので、ふるって参加ください。

## 村内一周駅伝大会 ——こしは11月2日

学校、地域、職場でチーム編成の上多数参加ください。出場資格は中学生、青年、一般です。

コースは昨年と同じく、(株)近藤鉄工——役場までの全長26.6キロメートルで7区間となっています。

参考…昨年の優勝タイム

1時間30分54秒

## 社会人選抜野球大会 ◁◁9月28日に変更▷▷

### 菊花展のご案内

期間 11月5日～9日

場所 村公民館

出品作品 大菊、盆栽、けんがい、その他

## 農地の問題は 農業委員会へ

農地に関する事なら何でも農業委員会にまず相談しましょう。

「農地を売りたい、売りたい、貸したい、借りたい」どんな場合でも最後には農業委員会です。手続きをしなければなりません。ですから、最初から農地問題は農業委員会に相談すれば、ムダな思案や手間もはぶけます。農業経営の基礎をなす農地のことですから、法律や制度は、色々な事態を想定して複雑になっていますので、まず農業委員会に相談し、さまざまな優遇制度を上手に活用することをおすすめします。

農地をふやしたい人、売りたい人、貸したい人は……  
農業委員会のあつせいで!!

## 料理飲食等の消費税の 免税点が引き上げに

昭和五十年十月一日から旅館飲食店等における料理飲食等消費税の免税が、次のように引き上げられます。

- ◎旅館での宿泊料金（夕食、朝食の料金を含む）がお一人……二、四〇〇円から三、四〇〇円に
- ◎旅館での飲食（宿泊以外の日帰り等）がお一人……一、二〇〇円から一、七〇〇円に
- ◎飲食店はお一人……一、二〇〇円から一、七〇〇円に
- ◎仕出し料理は一人前……一、二〇〇円から一、七〇〇円に
- ※料理店、小料理店、バー、キャバレーは免税点がありませんので料金が税がかかります。

料金が免税点をこえたときは一〇パーセントの税がかかります。税がかかるときは、間違いなく県に納めますという証拠に「公給領収証」を必ず受取ってください。  
(新潟県三条財務事務所)



について簡単に述べてみましょう。

奥さんがご主人から財産を相続したときには、遺産額の3分の1にあたる額と4千万円のいずれか多い金額までは税金がかかりません。

また、ご主人との婚姻期間が20年以上の場合に、ご主人から、住まいのための土地や家をもらったときには1千万円の控除が受けられますが、これは一生に一度しか受けることができません。

このほか、お産のための経費なども、医療費控除になりますが、詳しいことは税務課へおたずねください。

### ☆夫婦の間でも

#### 贈与税が……でも

共かせぎの夫婦が資金を出し合って住宅を建てたり土地を買ったりしたとき、その不動産の登記名義をご主人にすると、奥さんが出した資金

はご主人に贈与したことになり、贈与税がかかります。したがって、このようなときには、それぞれが出し合った資金の額に応じた共有の登記をすると贈与税はかかりません。

そして、夫婦二人の名義で登記しますと、住宅取得控除は二人とも受けることができます。ただし、合計額で5万円が限度となります。

最近はお勤め女性がふえております。そこで奥さま方に関係する税金について説明してみよう。

### ☆70万円なら……

例えば、奥さんがパートで70万円を超える収入があれば税金がかかりますが、それ以下の場合には税金がかかりません。

更に、収入が70万円以下であれば所得税の配偶者控除が受けられることとなります。

### ☆事業の場合は……

青色申告をしているご主人の商売に奥さんも一緒に従事し、ご主人から給与をもらっているときには、その給与が「青色専従者給与に関する届出書」に記載された金額の範囲で、事業の必要経費になります。

なお、事業が白色申告の場合にはいくら給与をもらっていても、事業専従者控除として40万円だけが認められることとなります。

ただし、専従者として控除するか、あるいは配偶者控除を受けるかは、皆さんの選択によることになっています。

### ☆4千万円まではO・K

次に、財産を相続したりもらったりした場合の税金